会の議決を求める。

懿案第八十六号

財政概況報告書の作成及び公表に関する条例の全部改正について

て、地方自治法 次のとおり財政概況報告書の作成及び公表に関する条例の全部を改正することについ (昭和二十二年法律第六十七号) 第九十六条第一項の規定により、本職

昭和四十四年九月二 一十四日

一朝町長

出

坂

雅

E

平 九月霧九日 原案可決

議公議長 矢田秀雄

財 政 状况 Ø. 公 表 K 関する条例

財政概況報告書の作成及び公表に関する条例(昭和二十九年三朝町条例第一号)の全

部を改正する。

定により公表すべき財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関して一条、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の三第一項の規定 は、この条例の定めるところによる。

、公表の期日)

ができないときは、町 天災その他避けることのできない事故により 政 (状況の公表は、毎年五月一日及び十一月一日に、とれを行なうものとする。口) 長は、 鹳 故 のやんだときからー 前 項の期日に財政状況を公表すること 箇月以内において、これを公表

しなければならない。

(公表の内容)

第三条 及 H 2.が町長の財政方針を明らかにするものとする。1.から三月三十一日までの期間における次に掲げる 前条第一項 の規定により五月一日に公表する財政状況においては、 事項を掲載し、かつ、 前年十月一 財政の動

一歳入歳出予算の執行状況

一 住民の負担の概況

二 公営事業の鞭理の概況

四、財産、地方債及び一時借入金の現在高

五 その他町長が必要と認める財政に関する事項

の状況を明らかにするものとする。 九月三十日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前条第一項の規定により十一月一日に公表する財政状況においては、 かつ、 前年度の決算 四 月一日から

た文書をその附表として添付することができる。 町長は、必要に応じ、財政状況 0 掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載し

1

(公表の方法)

第四条 財政状況の公表は、三朝町公告式条例 (昭和

による告示の例により、されを行なう。

2 財政状況は、その公衆の日から六月間、町長の指定した場所において、これを関

覧に供さなければならない。

第五条 町長は、必要と認めるときは、前条第一項に定める方法により公設するとと

もに、 新聞紙上に財政状況の要旨を掲載して公表することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、 財政状況の公表に関し必要な事項は、

で定める。

則

との条例は、 公布の日から施行する。